

訪問介護重要事項説明書

(訪問介護・第1号訪問事業共通)

[2024年6月1日現在]

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人桜十字
代表者役職・氏名	理事長 倉津純一
本社所在地・電話番号	熊本県熊本市南区御幸木部1丁目1番1号 TEL：096-378-1111 FAX：096-378-1119
法人設立年月日	1971年12月20日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

事業所名称	Let's ヘルパー！桜十字
管理者氏名	池田 有紀
事業所番号	4370105407
所在地	〒861-4172 熊本市南区御幸笛田7丁目11番85号
電話番号・FAX番号	TEL：096-378-1128 FAX：096-378-1200
通常の事業の実施地域	熊本市・宇土市・宇城市・嘉島町・益城町・御船町

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護（要支援・事業対象）の利用者の状況に応じた適切な訪問介護サービス（第1号訪問事業）を提供することにより、生活機能の維持または向上を図り、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
運営の方針	本事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営いたします。 1 利用者が要介護（要支援・事業対象）状態になった場合であっても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう、配慮して行うものとします。 2 利用者が要介護（要支援・事業対象）状態になった場合、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが施設等の多様なサービスを多様な事業者の連携により、総合的かつ効果的に提供されるよう、配慮して行うものとします。 3 利用者の意思人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを心がけます。 4 市町村、地域の保健・医療・福祉サービス等との連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。 5 正当な理由なく訪問介護サービス（第1号訪問事業）の提供を拒むことはありません。 6 本事業所は、常に自己評価を行い、介護技術の進歩に対応しながら、サービスの質の向上に努めます。 7 居宅介護支援事業者等との密接な連携を図ります。

(3) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から日曜日
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 17 時 30 分まで 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から日曜日 365 日（祝日を含む）
サービス提供時間	24 時間提供

(5) 事業所の職員体制

訪問介護

管理者		池田 有紀
職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1 名
サービス提供責任者	1 訪問介護の利用の申込みに係る調整を行います。 2 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービス提供を行う期間等を記載した訪問介護計画を作成します。 3 訪問介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ます。 4 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 5 利用者の状態の変化、サービスに関する意向、指定訪問介護の実施状況を定期的に把握し、必要に応じて訪問介護計画の変更を行います。 6 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ります。 7 訪問介護員に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。 8 訪問介護員の業務の実施状況を把握します。 9 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 10 訪問介護員に対する研修、技術指導等を実施します。 11 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。	常勤 1 名以上
訪問介護員	1 訪問介護計画に基づき、指定訪問介護のサービスを提供します。 2 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。 3 サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。 4 サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けます。	常勤 2 名以上

第1号訪問事業

管理者		池田 有紀
職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
訪問介護事業責任者	1 第1号訪問事業の利用の申込みに係る調整を行います。 2 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、第1号訪問事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービス提供を行う期間等を記載した第1号訪問事業計画を作成します。 3 第1号訪問事業計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ます。 4 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 5 利用者の状態の変化、サービスに関する意向、第1号訪問事業の実施状況を定期的に把握し、必要に応じて第1号訪問事業計画の変更を行います。 6 サービス担当者会議への出席等により、地域包括支援センター等と連携を図ります。 7 訪問介護員に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。 8 訪問介護員の業務の実施状況を把握します。 9 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 10 訪問介護員に対する研修、技術指導等を実施します。 11 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。	常勤 1名以上
訪問介護員	1 第1号訪問事業計画に基づき、第1号訪問事業を提供します。 2 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、訪問介護事業責任者に報告を行います。 3 訪問介護事業責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。 4 訪問介護事業責任者が行う研修、技術指導等を受けます。	常勤 2名以上

3 サービス内容

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
訪問介護（第1号訪問事業） 計画の作成		利用者に係る居宅介護支援事業者等が作成した介護予防サービス計画及び居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護（第1号訪問事業計画）を作成します。
身 体 介 護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	特段の専門的配慮をもって行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食（腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓食、高脂血症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食等）の調理を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。
	移動・移乗介助	室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
	自立生活支援のための見守りの援助	○ 利用者と一緒に手助けしながら行う調理（安全確認の声かけ、疲労の確認を含みます。）を行います。 ○ 入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含みます。）を行います。 ○ ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心に必要な時だけ介助）を行います。 ○ 排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます。（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る） ○ 車イスでの移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助します。 ○ 洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います。
生 活 援 助	買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
	調理	利用者の食事の用意を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。

4 利用料、その他の費用の額

(1) 訪問介護の利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※地域区分別 1 単位あたりの単価 10.00 円

訪問介護費		基本利用料金
身体介護	20 分未満	1630 円
	20 分以上 30 分未満	2440 円
	30 分以上 1 時間未満	3870 円
	1 時間以上	5670 円に 30 分を増すごとに+820 円
生活援助	20 分以上 45 分未満	1790 円
	45 分以上	2200 円
通院等乗降介助		1 回につき 970 円
身体介護（20 分以上）に引き続き生活援助を行った場合		所要時間が 20 分から起算して 25 分を増すごとに+650 円 (1950 円を限度)

特定事業所加算の種類と単位数

特定事業所加算（Ⅰ）：所定単位数の 20%

特定事業所加算（Ⅱ）：所定単位数の 10%

特定事業所加算（Ⅲ）：所定単位数の 10%

特定事業所加算（Ⅳ）：所定単位数の 3%

特定事業所加算（Ⅴ）：所定単位数の 3%

※ 上記基本料金に特定事業所加算（所定単位数の 3%～20%のいずれか）が加算されます。

No .	算定要件	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(Ⅳ)	(Ⅴ)
1	訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	○	○	○	○	○
2	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催	○	○	○	○	○
3	利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	○	○	○	○	○
4	健康診断等の定期的な実施	○	○	○	○	○
5	緊急時等における対応方法の明示	○	○	○	○	○
6	病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問介護を行うことができる体制の整備、看取り期における対応方針の策定、看取りに関する職員研修の実施等	○	-	○	-	-
7	通常の事業の実施地域内であって中山間地域等に居住する者に対して、継続的にサービスを提供していること	-	-	-	-	○
8	利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問介護	-	-	-	-	○

	事業所のサービス提供責任者等が起点となり随時介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行っていること					
9	訪問介護員等のうち介護福祉士の占める割合が 30%以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者、並びに介護職員基礎研修課程修了者及び 1 級課程修了者の占める割合が 50%以上	○	○ 又は ○	-	-	-
10	全てのサービス提供責任者が 3 年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は 5 年以上の実務経験を有する実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者・ 1 級課程修了者	○		-	-	-
11	サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を 1 人以上配置していること	-	-	○ 又は ○	○ 又は ○	-
12	訪問介護員等の総数のうち、勤続年数 7 年以上の者の占める割合が 100 分の 30 以上であること	-	-			-
13	利用者のうち、要介護 4、5 である者、日常生活自立度（Ⅲ、Ⅳ、M）である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が 20%以上	○ 又は ○ ○ 又は ○	-	○ 又は ○	-	-
14	看取り期の利用者への対応実績が 1 人以上であること		-		-	-

	(併せて体制要件(6)の要件を満たすこと)					
--	-----------------------	--	--	--	--	--

	要件	利用料
訪問介護における看取り期の対応の評価	訪問介護は在宅の要介護者の生活パターンに合わせて提供されるべきであることから、単に1回の長時間の訪問介護を複数回に区分して行うことは適切ではない。したがって、前回提供した指定訪問介護からおおむね2時間未満の間隔で指定訪問介護が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算するものとする（緊急時訪問介護加算を算定する場合又は医師が一般に認められている医的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に訪問介護を提供する場合を除く。）。	※変更後ア基本利用料の算定可能

※ 1 回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行ないます。

※ 利用者の心身の状況等により、1 人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て、2 人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合、基本利用料の2 倍の料金となります。

※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額を一旦お支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	要件	利用料
夜間・早朝加算	夜間（18 時～22 時）、早朝（6 時～8 時）にサービスを提供した場合	1 回につき 基本利用料の 25%
深夜加算	深夜（22 時～翌朝 6 時）にサービスを提供した場合	1 回につき 基本利用料の 50%
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急に身体介護サービスを行った場合	1 回につき 1,000 円

初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか、他の訪問介護員に同行した場合	1 月につき 2,000 円
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	訪問リハビリテーション事業者又は通所リハビリテーション事業者の理学療法士等とサービス提供責任者が共同して訪問介護計画を作成した場合（初回の訪問介護から 3 か月間を限度）	1 月につき 1,000 円
口腔連携強化加算	訪問介護事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科診療報酬点数表の区分番号 C0000 に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。得 C	1 回につき 500 円（1 月に 1 回を限度）
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	訪問リハビリテーション事業者、指定通所リハビリテーション事業者又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士等が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士等と利用者の身体状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該医師、理学療法士等と連携し、当該訪問介護を行った場合（初回の訪問介護から 3 か月間を限度）	1 月につき 2,000 円
認知症専門 ケア加算 (Ⅰ)	<認知症専門ケア加算（Ⅰ）> ・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が利用者の 2 分の 1 以上 ・認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が、20 人未満の場合は 1 以上、20 人以上の場合は 1 に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 又は端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置 ・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 ・当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催	30 円／日

認知症専門 ケ ア 加 算 (Ⅱ)	<認知症専門ケア加算（Ⅱ）> ・ 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が、20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置 ・ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催 ・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の20以上 ・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 ・ 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施 ・ 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定	40 円／日
介護職員処 遇 改 善 加 (Ⅰ)	1. 月額賃金改善要件Ⅰ（月給による賃金改善） 2. 月額賃金改善要件Ⅱ（旧ベースアップ等加算相当の賃金改善） 3. キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等） 4. キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等） 5. キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等） 6. キャリアパス要件Ⅳ（改善後の年額賃金要件） 7. キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件） 8. 職場環境等要件	1 月につき 所定単位数に 24.5%乗じた額
介護処遇改 善加算（Ⅱ）	上記7. 以外を満たす場合	1 月につき 22.4%
介護職員処 遇改善加算 (Ⅲ)	6. キャリアパス要件Ⅳ（改善後の年額賃金要件） 7. キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件） 以外を満たしている場合	1 月につき 所定単位数に 18.2%乗じた額

介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	5. キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等） 6. キャリアパス要件Ⅳ（改善後の年額賃金要件） 7. キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件） 以外を満たしている場合	1 月につき 所定単位数に 14.5%乗じた額
業務継続計画（BCP）	1.医療法人桜十字と連携を図り、感染症や自然災害が発生した場合であっても、訪問介護事業所が安定的・継続的に提供されることが重要であることから、における業務継続計画（BCP）の作成を致します	
権利擁護等への対応	1.利用者がサービスを利用する際に、権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて必要な連絡を行います。 2. 医療法人桜十字として、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めます。	
ハラスメント対策	1. 医療法人桜十字として、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組みます。	

ウ 減算

要件を満たす場合、基本利用料より以下の料金が減算されます。

業務継続計画未策定減算：▲（所定単位数×1／100）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。

その際、一定の経過措置を設ける観点から、令和 7 年 3 月 31 日までの間、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しないこととする。

なお、訪問介護については、令和 3 年度介護報酬改定において感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備が義務付けられてから間もないこと及び非常災害に関する具体的計画の策定が求められていないことを踏まえ、令和 7 年 3 月 31 日までの間、これらの計画の策定を行っていない場合であっても、減算を適用しないこととする。

高齢者虐待防止措置未実施減算：▲（所定単位数×1／100）

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。

また、施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

減算の種類	要件	利用料
同一建物等に居住する利用者へのサービス提供減算	当事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に居住する利用者、又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合	1 回につき 基本利用料の 10%減算
	正当な理由なく、事業所において、前 6 月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者に提供されたものの占める割合が 100 分の 90 以上である場合	1 回につき 基本利用料金の 12%減算
	当事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に居住する利用者 50 人以上にサービスを行う場合	1 回につき 基本利用料の 15%減算

第 1 号訪問事業の利用料

(2) 第 1 号訪問事業の利用料

介護予防訪問サービス

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※地域区分別 1 単位あたりの単価 10.00 円

区分	1 回当たりの所要時間	基本利用料
訪問型サービスⅠ	1週間に1回程度の訪問型サービスが必要とされた場合	1 月につき 11,760 円
訪問型サービスⅡ	1週間に2回程度の訪問型サービスが必要とされた場合	1 月につき 23,490 円
訪問型サービスⅢ	1週間に3回程度の訪問型サービスが必要とされた場合	1 月につき 37,270 円

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	要件	利用料
初回加算	新規に第 1 号訪問事業計画を作成した利用者に、訪問介護事業責任者が自ら介護予防訪問サービスを行うか、他の訪問介護員に同行した場合	1 回につき 2,000 円
生活機能向上 連携加算	訪問リハビリテーション事業者又は通所リハビリテーション事業者の理学療法士等と訪問介護事業責任者が共同して介護予防訪問サービス計画を作成した場合(初回の訪問介護から 3 か月間を限度)	1 月につき 1,000 円
介護職員処遇改善加算	訪問介護事業と同様	

生活援助型訪問サービスの利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※地域区分別 1 単位あたりの単価 10.00 円

区分	1 回当たりの所要時間	基本利用料
訪問型独自サービス Ⅰ/2	1週間に1回程度の生活援助型サービスが必要とされた場合	1 月につき 10,000 円
訪問型独自サービス Ⅱ/2	1週間に2回程度の生活援助型サービスが必要とされた場合	1 月につき 19,970 円
訪問型独自サービス Ⅲ/2	1週間に3回程度の生活援助型サービスが必要とされた場合	1 月につき 31,690 円

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	要件	利用料
初回加算	新規に第1号訪問事業計画を作成した利用者に、訪問介護事業責任者が自ら生活援助型訪問サービスを行うか、他の訪問介護員に同行した場合	1 回につき 2,000 円
介護職員処遇改善加算	訪問介護事業と同様	

※訪問型独自サービス同一建物減算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合 所定料金の 10%を減算する（1 月につき）

（３）交通費

利用者の居宅が、当該事業所の通常の事業の実施地域外にある場合、交通費の実費（実施地

域から 1km ごとに 60 円・往復分) をご負担していただきます。通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

(4) キャンセル料

発生いたしません。

(5) その他

利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法

(1) 請求方法

利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。請求書は利用月の翌月 15 日頃にご指定の送付先へ郵送します。

(2) 支払い方法等

サービス提供月の翌月 27 日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)、指定口座より自動振替となります。お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)

6 担当する訪問介護員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問介護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	管理者 池田 有紀 TEL : 096-378-1128 受付時間 : 月曜日から日曜日 午前 8 時 30 分から午後 17 時 30 分
---	---

※ 担当する訪問介護員の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行います
が、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間、負担割合）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに本事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、介護予防支援及び居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者等が作成する「介護予防サービス計画」及び「居宅サービス計画」、「介護予防サービス・支援計画」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問介護（第 1 号訪問事業）計画」を作成します。なお、作成した「訪問介護（第 1 号訪問事業）計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「訪問介護（第 1 号訪問事業）計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問介護（第 1 号訪問事業）計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 訪問介護員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて本事業所が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

8 虐待の防止について

本事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 池田 有紀
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う当の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡いたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊急連絡先 (家族等)	氏 名	
	電 話 番 号	

10 事故発生時の対応

利用者に対する訪問介護、第1号訪問事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問介護、第1号訪問事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	社会福祉法人全国社会福祉協議会
保険名	福祉サービス総合補償
保障の概要	障害事故・賠償事故・感染症事故に対応する

11 身分証携行義務

訪問介護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 心身の状況の把握

指定訪問介護、第1号訪問事業の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問介護、第1号訪問事業の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護（第1号訪問事業）計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供困難時の対応

原則として正当な理由なくサービスの提供を拒否することはありませんが、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合には、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じます。

また、正当な理由により、サービス提供を拒否した場合は、その内容を記録して保管します。サービスの提供が困難な場合、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者への連絡、他事業者等への紹介を速やかに行います。

15 サービス提供の記録

- ① 指定訪問介護、第1号訪問事業の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問介護（第1号訪問事業）の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス
- ③ 完結の日から5年間保存します。
- ④ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 衛生管理等

- ① 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

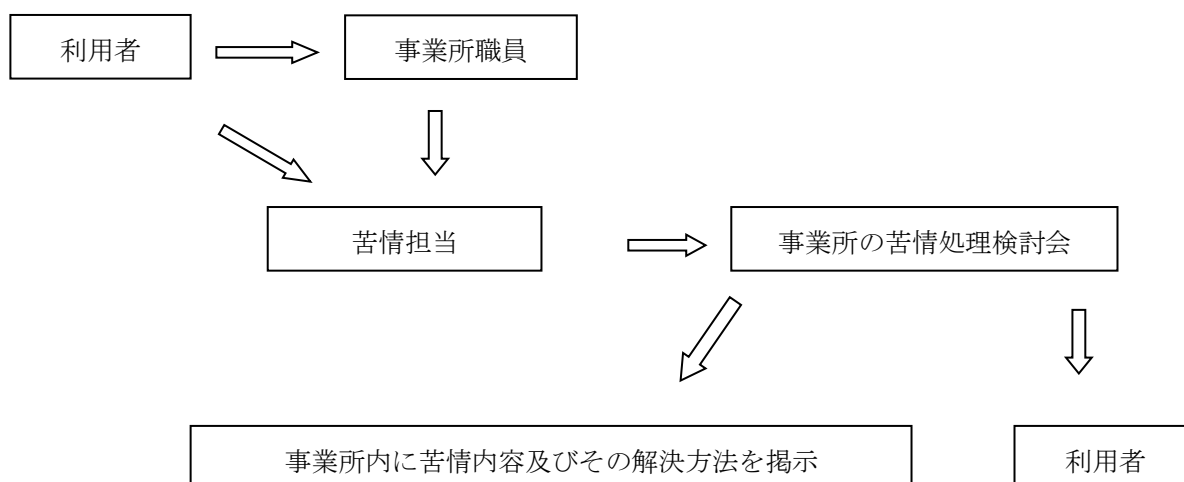
17 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

【苦情処理フロー】



(2) 苦情申立の窓口

事業者の窓口	相談担当者 管理者 池田 有紀 相談窓口 TEL : 096-378-1128 受付時間 8 時 30 分から 17 時 30 分 (ただし要望により、上記時間帯以外も対応)
市町村の窓口	熊本市 健康福祉局 高齢者支援部 介護事業指導課 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 TEL : 096-328-2793
公的団体の窓口	熊本県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談窓口 熊本市東区健軍 2 丁目 4 番 10 号 熊本県市町村自治会館 3 階 TEL : 096-214-1101

18 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) 訪問介護員はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い
- ③ 利用者以外の家族のためのサービス提供
- ④ 訪問介護員が行わなくても日常生活を営むことに支障がないもの
(草むしり、花木の水やり、犬の散歩等)
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供
(家具・電気器具の移動等、大掃除等)

(2) 訪問介護員はサービス提供の際、次の行為を行うことができません。

- ① 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ② 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ③ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 利用者及び利用者の家族等の禁止行為

- ① 職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)

例: コップを投げつける/蹴る/唾を吐く

- ② 職員に対する精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷をつける、おとしめる行為)。

例: 大声を発する/怒鳴る/特定の職員に嫌がらせをする/「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する。

- ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント

(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)

例: 必要もなく手や腕を触る/抱きしめる/あからさまに性的な話をする。

(4) サービス契約の終了（お願い）

事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、サービス契約を解除する場合がありますのでご協力の程宜しくお願い申し上げます。

① 利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき。

② 事業者は、利用者が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、事業者の再三の申し入

れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、30 日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

③ 事業者は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって、主治医、利用者の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者、公的機関等と協議し、必要な援助を行います。